

広島県中学校教育研究会保健体育部会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、広島県中学校教育研究会保健体育部会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県中学校における保健体育教育の研究を深め、その充実発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 研究会、講習会等の開催

会員の体育実技の能力向上に関すること。

体育の学習指導の研究に関すること。

保健の学習・指導・管理に関すること。

(2) 研究調査の実施

(3) 研究成果についての刊行物の出版

(4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

第2章 組 織

(会 員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内中学校の教職員で構成する。

(入 会)

第5条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより部会長に申し出る。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

(1) 部 会 長 1名

(2) 副部会長 5名または6名

(3) 理 事 各郡市代表2名(校長1名,教諭1名)

(4) 監 事 1名

2 部会長,副部会長は,校長職にあるものを,理事会で互選する。

3 理事のうち,各教育事務所の区域ごとに1名を選出し,常任理事とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 部会長は,本会を代表し,会務を統括する。

(2) 副部会長は,部会長を補佐し,部会長に事故あるとき,または部会長が欠けたとき,その仕事を代理

または代行する。

(3) 理事は,本会の会務を分担処理する。

(4) 監事は,会計を監査する。

(5) 部会長，副部会長，常任理事で常任委員会を構成し，理事会の議決事項の処理にあたる。

(任 期)

第 8 条 役員の任期は 1 年とする。ただし，欠員または増員により選任された役員の任期は，前任者または現任者の 残任期間とする。

2 役員は，再任されることができる。

3 役員は，辞任または任期終了後においても，後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員会)

第 9 条 部会長は，本会の運営等について協議が必要な場合は，役員会を招集することができる。

2 役員会は，第 6 条に定める役員で構成する。

第 3 章 会 計

(会 費)

第 10 条 本会の運営経費は，会費，その他の収入をもって充てる。

2 会費の額は，役員会において別に定める。

第 11 条 本会の事業（会計）年度は，毎年 4 月 1 日より始まり，翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 4 章 事務局

(事務局)

第 12 条 役員会において別に定める学校に事務局をおく。会長が委嘱した事務局長の勤務する学校におく。

2 事務局長は，部会長が委嘱し，本会の事務を処理する。

第 5 章 補 則

(会則の改正)

第 13 条 本会の会則の改正は，役員の 4 分の 3 以上の同意および広島県教育委員会の承認を得なければならない。

第 14 条 会員が，教育研究会および保健体育部会の目的に反する行為を行った場合には，役員会における 4 分の 3 以上の議決に基づき，除名することができる。

第 15 条 この会則に定めるもののほか，本会の運営に必要な事項は，部会長が定める。

第 16 条 会員が退職および辞職（死亡した場合も含む）する際，本会より感謝状を贈るものとする。

附 則

この会則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。